

災害時における機材のレンタル供給に関する協定書

山梨県（以下「甲」という。）と甲陽建機リース株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時におけるレンタル機材（乙が所有する機材であって、レンタルの用に供するもの。以下「機材」という。）の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な機材の供給を要請することができる。

- （1）山梨県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）山梨県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、機材の調達斡旋を要請されたとき。

（供給機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する機材は、支援物資にかかる荷役・輸送用資機材のほか、応急対策全般にかかる資機材のうち、要請時点で、乙が供給できる機材とする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の協力）

第4条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、可能な範囲で機材の優先レンタル供給に努めるものとする。

（機材の運搬、引渡し）

第5条 機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、引渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認の上、受領するものとする。
- 3 乙は、機材の引渡しが完了した場合は、速やかに別紙第2号様式により甲に報告するものとする。

（車両の通行）

第6条 甲は、乙が前条第1項の規定により機材を運搬する車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（機材のレンタル費用等）

第7条 乙が供給した機材の賃貸に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 乙が供給した機材の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の

取引については取引時の適正な価格)とする。

3 乙が行なった運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

(費用の支払い)

第8条 甲が借り受けた機材の賃貸に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、機材の供給に支障をきたさないよう、事前に連絡責任者を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の報告を毎年4月に行うものとし、連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度行うものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了日まで、甲、乙いずれからも意思表示がないときは同一条件で更新されたものとし、以後も同様とする。

2 この協定を解除する場合は、甲乙双方又はいずれか一方が解除日1か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

(協議)

第12条 この協定において疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議を行い、円満に解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年12月1日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 横内 正 明

乙 山梨県甲府市国玉町797番地
甲陽建機リース株式会社
代表取締役社長

